境界問題相談センターみえに関する協定書

三重県土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）と三重弁護士会（以下「弁護士会」という。）は、調査士会が設置する「境界問題相談センターみえ」（以下「本センター」という。）において行う相談並びに紛争解決手続きにおける弁護士会の協力、関与について、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第１条　本協定は、本センターが行う境界紛争を対象とする相談並びに調停事業に関し、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第３条の規定する理念を実現するために調査士会と弁護士会の協力のあり方を定めることを目的とする。

(事業)

第２条　本センターが取り扱う事案は、土地の境界に関する紛争及び土地境界が不明であることに起因する所有権の範囲に関する紛争とする。

(弁護士会の協力内容)

第３条　弁護士会は、本センターの運営に関し、以下の協力を行うものとする。

①　本センターの運営委員として弁護士を派遣すること

②　相談、調停を担当する弁護士（以下「本センター担当弁護士」という。）を推薦すること

③　その他本センターの運営に関する事項について助言をなすこと

(派遣・推薦される弁護士の資格等)

第４条　本センター担当弁護士は、法曹経験５年以上の経験を有しなければならない。

２　本センター担当弁護士は、同一事案につき相談担当弁護士と調停担当弁護士を兼ねることはできない。

３　本センター担当弁護士が運営委員を兼ねることはできない。

(任期)

第５条　本センター担当弁護士並びに弁護士の運営委員の任期は、別途定めるものとし、再任を妨げない。

(派遣・推薦される弁護士の人数)

第６条　弁護士会は運営委員として弁護士を５人派遣する。

２　弁護士会は調査士会と別途合意した人数の本センター担当弁護士を推薦する。

(本センター担当弁護士への協力)

第７条　調査士会は、本センターにおいて、相談・調停業務を行うにあたって、本センター担当弁護士が業務を円滑に実施するために関係資料の事前送付等必要な事務を行う。

(本センター担当弁護士の報告義務等)

第８条　本センター担当弁護士は事件処理の状況について、三重弁護士会ＡＤＲ委員会から報告を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(研修への協力)

第９条　本センター事業発展のために、弁護士会は、調査士会から依頼があった場合には研修への講師派遣等必要な協力を行う。

(事業の見直し)

第１０条　調査士会及び弁護士会は、本センターの開設後、１年に１回、手続きの状況、紛争解決結果、その他運用状況を踏まえて協議し、必要がある時は本協定の内容を見直すこととする。

以上を証するため、本協定書を作成し、各当事者１通を保有する。

平成２４年１２月１１日

三重県津市河辺町３５４７番地２
三重県土地家屋調査士会　　会　長　神戸照男　三重縣土地家屋調査士會長印

三重県津市中央３番２３号
三重弁護士会　　会　長　村瀬勝彦　三重弁護士会之印